

東京都世田谷区立駒沢中学校 PTA 会則

保存用

第一章 名称と事務所

第1条 本会は、東京都世田谷区立駒沢中学校 PTA と称し、事務所を、本校（世田谷区駒沢 2-39-25）内に置く。

第二章 目的

第2条 本会の目的は、次の通りとする。

- 1、保護者と教員の緊密な協力をはかり、生徒の心身の健全な発達を助成する。
- 2、会員相互の親睦と、教養の向上をはかる。

第三章 方針

第3条 本会の方針は、次の通りする。

- 1、教育を本旨とする民主的団体であって、営利的、宗教的、政治的性格を持たない。
- 2、本校の教育目的の達成を援助するが、学校の経営や人事に干渉しない。

第四章 事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、本校の教育に対する協力、ならびに教育環境整備に関する協力。
- 2、教育振興、ならびに会員の研修に関する教育。
- 3、会員相互の親睦と、教養の向上。
- 4、その他、本会の目的達成に必要な事業。

第五章 会員

第5条 本会の会員は、本校生徒の保護者、またはこれに代わるもの（以下保護者という）および本校教職とする。

第六章 役員

第6条 本会は、次の役員をおき、任期は1年とする。ただし、再任は、さまたげない。

- | | |
|-------|-----------------|
| 1、会長 | 1名（保護者） |
| 2、副会長 | 3名（保護者2名 副校長1名） |
| 3、書記 | 3名（保護者2名 教職員1名） |
| 4、会計 | 3名（保護者2名 教職員1名） |

※なお、必要に応じて、2～4の役職人数の増減ができるものとする。

第七章 役員の任務

第7条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会および運営委員会を招集する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、必要あるときは、会長の職務を代行する。
- 3、書記は、会務を整理記録し、会全体にかかわる報告、および召集事務などを行う。
- 4、会計は、会費の収支を取り扱い、予算、および決算の事務を行う。

第八章 役員会

第8条 役員は、役員会を構成し、会務についての基本的計画を策定協議する。

第九章 役員の選出

第9条 役員の選出は、選考委員会において選考し、候補者の同意を得て、総会の承認を得る。

第十章 役員選考委員会

第10条 選考委員会は、各学級の選出された選考委員1名と、教職員によって構成し、次年度の役員候補の選考を行う。委員長1名（保護者）、副委員長2名（保護者1名、教員1名）は互選とする。委員長は、役員選考を代表統括し、副委員長は、委員長を補佐し、必要により代行する。ただし、副委員長人数、および委員人数は、必要に応じて増減できるものとする。

第十一章 役員の欠損

第11条 役員、および会計監査に欠損が生じた場合は、その後任を選出する。

任期は、前任者の在任期間とし、選出方法については、運営委員会に一任する。

第十二章 会計監査

第12条 会計監査を3名（保護者2名、教職員1名）おき、会計監査をし、運営委員会総会に報告する。会計監査の選考、任期については、役員に関する規定に準ずる。ただし、議決権は持たない。

第十三章 事業部

第13条 本条は、第4条の事業を行うために、次の3部をおく。

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1、文化部 | 会員相互の教養をたかめ、親睦をはかる。 |
| 2、広報部 | 会員相互の連絡、および広報活動を行う。 |
| 3、校外生活部 | 生徒の校外生活に関する連絡と指導、ならびに環境の改善をはかる。 |

第十四章 事業部委員会

第14条 第13条の各事業部は、各学級より1名、教職員若干名の委員で構成し、委員長1名（保護者）、副委員長3名（保護者2名、教職員1名）を互選する。委員長は、各事業部を代表統括し、副委員長は、委員長を補佐し、必要により代行する。ただし、副委員長の人数は、必要に応じて増減できるものとする。

第十五章 学級委員会

第15条 本会は、目的達成の一つとして、各学級より選出された学級委員1名と、各学年主任の教員で、学級委員会を構成し、学校教育に協力、学級の親睦、および会員の研修業務を行う。学級委員会の学級委員長1名（保護者）、副委員長3名（保護者2名、教員1名）は互選とする。委員長、副委員長の任務は、事業部委員会に準ずる。ただし、副委員長の人数は、必要に応じて増減できるものとする。

第十六章 運営委員会

第16条 本会は、役員、事業部委員会の正副委員長、選考委員の正副委員長、および各学級の学級委員によって、構成し、会の運営について、協議決定する。なお、業務を各委員に、分担させることができる。

第十七章 総会

第17条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高議決機関であり、役員および予算、決算の承認、そのほか重要な議決を行う。

第十八章 総会の開催

第18条 総会は、年度初めと年度末の定期総会および必要が生じたときの臨時総会とし、会長が招集し、議長は出席者より選出する。社会情勢(感染症の流行など)によっては、役員会の決議により、書面による総会の開催を認めることができる。

第十九章 総会の議決

第19条 総会の成立は全会員の三分の一以上(委任状を含む)の出席を必要とし、議事は出席者の過半数で決める。なお、書面による総会の開催においても、全会員の三分の一以上の承認をもって成立するものとし、電子メールでの議決を可能とする。

第二十章 合同委員会

第20条 必要があるとき、役員、全委員をもって合同委員会を構成し、重要事項を協議し、実施する。招集、主催は会長が行う。

第二十一章 特別委員会

第21条 運営委員会が必要と認めたときは、特別委員会を設置することができる。

第二十二章 会費

第22条 本会の経費は、会費、助成金および、その他の収入によって、まかなわれる。会費は、総会において決定する。会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日までとする。

第二十三章 予算委員会

第23条 本会の予算は、予算委員会が作成する。その構成は、第16条運営委員会に準ずる。

付則

第24条 設立年月日 この会は、昭和55年4月1日より活動を開始する。

第25条 本会の改正は、総会の議決によって成立する。

第26条 校長は、臨時会議に出席し、意見を述べることができる。

第27条 本会則の施行は、昭和55年4月1日とする。

第28条 本会則の施行は、昭和57年4月1日とする。

第29条 本会則の施行は、昭和59年11月20日とする。

第30条 本会則の施行は、平成18年5月16日とする。

第31条 本会則の施行は、平成20年5月20日とする。

第32条 本会則の施行は、平成29年10月1日とする。

第33条 本会則の施行は、平成31年4月1日とする。

第34条 本会則の施行は、令和6年6月1日とする。

世田谷区立駒沢中学校 P T A 慶弔規約

- 1 教職員が病気の場合、3週間以上または入院に対しては、見舞金3,000円を贈る。
ただし、役員の場合は、病気または負傷のため3週間以上の入院に対して、見舞金8,000円を贈る。
- 2 死亡に対しては、下記のとおり香典をささげる。
 - (1) 本校教職員 本人 5,000円
 - (2) 同上 配偶者 5,000円
 - (3) 同上 1親等または同居親族 5,000円
 - (4) 本校生徒 5,000円
 - (5) 本校保護者 5,000円
 - (6) 役員の場合は、その都度運営委員会において協議決定し、弔慰金を贈る。
- 3 教職員の結婚、出産に対しては祝意をあらわす。
 - (1) 結婚 5,000円
 - (2) 出産 5,000円
- 4 特殊な災害の場合は、協議決定する。

付則 本規約は、平成3年5月18日より適用する。
ただし、在職年数は本校赴任年月より起用する。
校長・副校長は倍額とする。

付則2 本規約は、平成18年5月16日より適用する。

付則3 本規約は、令和6年11月22日より適用する。